

下記の「**1 協議対象となる施設等**」及び「**2 協議対象となる経費**」の両方を満たす場合に協議対象となります。

本資料では補助概要を記しておりますので、必ず本市ホームページにて詳細をご確認ください。

本市ホームページ <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/202608saigaihukkyu.html>

1 協議対象となる施設等

施設の種類	対象法人
老人デイサービスセンター（※民間法人の場合、認知症デイサービスセンターに限る。）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉法人、 民間法人（※1）
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型・B型）、老人短期入所施設	社会福祉法人
介護老人保健施設、介護医療院	社会福祉法人、医療法人、 その他厚生労働大臣が認めた者
訪問看護ステーション	社会福祉法人、医療法人、 非営利法人

※1 営利法人、医療法人、日本赤十字社、社団法人、財団法人、NPO法人等（法人の種別は問わない。）をいう。

2 協議対象となる経費

令和8年8月千葉豪雨により被災した建物および建物付属設備などの復旧に要する費用

- ・復旧費が80万円未満の場合は、対象外となります。
- ・補助基本額（※2）が80万円未満の場合、対象外となります。

※2「総事業費－寄付金や地震・火災保険料等の額」、「対象経費の実支出額」、「基準額（査定額）」のうち、最も低い額が補助基本額となります。